

明石市特別職等の県下及び特例市における状況

(単位：円)

	月額			期末手当			年間支給額			退職手当			1期分支給額			平均水準額		
	額	順位		額	順位		額	順位		支給率	額	順位		額	順位		月額	較差率
		H26	H25		H26	H25		H26	H25			H26	H25		H26	H25		
市長	1,084,000	9	9	5,268,240	7	6	18,276,240	8	8	0.41	21,333,120	6	6	94,438,080	7	7	995,301	8.2%
市長(30%カット)	758,800	27	23	3,687,768	23	19	12,793,368	26	20	0.41	14,933,184	25	24	66,106,656	27	23	927,556	△ 22.2%
副市長	895,000	8	8	4,349,700	6	7	15,089,700	8	8	0.25	10,740,000	6	6	71,098,800	7	7	808,517	9.7%
副市長(16%カット)	751,800	15	14	3,653,748	12	10	12,675,348	14	13	0.25	9,021,600	13	13	59,722,992	14	13	771,652	△ 2.6%
教育長	733,000	8	8	3,562,380	6	6	12,358,380	8	8	0.22	7,740,480	4	4	57,174,000	7	7	691,774	5.6%
公営企業管理者	681,000	7	7	3,309,660	5	7	11,481,660	7	8	0.20	6,537,600	3	3	52,464,240	6	8	729,730	△ 7.2%
常勤監査委員	528,000	5	5	2,566,080	5	5	8,902,080	5	5	0.185	4,688,640	4	3	40,296,960	5	4	603,280	△ 14.3%
議長	732,000	7	7	3,557,520	7	6	12,341,520	7	7								594,483	18.8%
副議長	667,000	5	5	3,241,620	6	6	11,245,620	6	6								518,276	22.3%
議員	602,000	6	6	2,925,720	6	6	10,149,720	6	6								471,586	21.7%
市長	1,084,000	11	13	5,268,240	7	6	18,276,240	8	8	0.41	21,333,120	24	25	94,438,080	19	18	1,056,673	2.5%
市長(30%カット)	758,800	36	34	3,687,768	32	34	12,793,368	36	37	0.41	14,933,184	32	33	66,106,656	33	35	949,891	△ 25.2%
副市長	895,000	12	14	4,349,700	8	9	15,089,700	9	9	0.25	10,740,000	26	26	71,098,800	13	16	875,203	2.2%
副市長(16%カット)	751,800	33	30	3,653,748	26	29	12,675,348	33	29	0.25	9,021,600	35	34	59,722,992	32	33	823,663	△ 9.6%
教育長	733,000	26	28	3,562,380	17	16	12,358,380	23	22	0.22	7,740,480	21	19	57,174,000	20	21	758,976	△ 3.5%
公営企業管理者	681,000	20	24	3,309,660	13	18	11,481,660	16	19	0.20	6,537,600	15	18	52,464,240	17	21	767,961	△ 12.8%
常勤監査委員	528,000	19	20	2,566,080	15	15	8,902,080	18	20	0.185	4,688,640	11	10	40,296,960	16	16	587,011	△ 11.2%
議長	732,000	6	7	3,557,520	4	6	12,341,520	6	7								638,785	12.7%
副議長	667,000	6	7	3,241,620	5	7	11,245,620	6	7								576,160	13.6%
議員	602,000	8	9	2,925,720	8	9	10,149,720	9	10								538,545	10.5%

県下29市

特例市40市

(注1) 特例市とは、総務省が地方公共団体を「人口」と「産業構造」の要素の組み合わせにより、類型化したもの。他に、政令指定都市、特別区、中核市などがあります。
平成26年度は、枚方市が中核市に移行しましたが、佐賀市が新たに特例市に加わったため、特例市数に増減はありません。

(注2) 平成26年度は4月1日現在(平成26年度人事院勧告に伴う期末手当の支給月数改定後)、平成25年度は平成25年8月1日現在の順位になります。

市の概要について(県下29市)

団体名	人口 (22.3.31)			正規 職員数 (22.4.1)			市民 1人当 職員数			議員 定数 (22.4.1)			市民 1人当 議員数			市民 1人当 人件費			議会費			市民 1人当 議会費			経常取 支 比率			実質 公債費 比率			財政力 指数		
	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	比率	順位	比率	順位	指数	順位		
神戸市	1,548,790	1	14,700	1	0.00949	18	68	1	0.000044	29	74	19	2,074,602	1	1.3	1	95.1	23	10.1	14	0.76	10											
姫路市	542,603	2	3,789	2	0.00698	24	47	2	0.000087	27	56	3	1,033,097	2	1.9	3	82.8	2	7.9	6	0.843	6											
西宮市	482,301	3	3,601	3	0.00747	23	42	3	0.000087	27	68	17	928,402	3	1.9	3	94.4	21	7.1	4	0.87	3											
尼崎市	466,034	4	3,196	4	0.00686	25	42	3	0.000090	26	57	4	818,094	4	1.8	2	95.2	25	13.0	18	0.818	9											
明石市	297,057	5	1,976	6	0.00665	28	31	5	0.000104	25	61	12	581,701	5	2.0	5	93.2	19	5.7	1	0.75	12											
加古川市	270,784	6	1,647	8	0.00608	29	31	5	0.000114	23	57	4	547,132	6	2.0	5	88.2	12	6.7	3	0.852	5											
宝塚市	233,842	7	1,990	5	0.00851	21	26	8	0.000111	24	61	12	477,754	9	2.0	5	96.4	26	7.8	5	0.855	4											
伊丹市	197,245	8	1,911	7	0.00969	16	28	7	0.000142	22	58	9	521,411	8	2.6	8	95.1	23	8.1	7	0.843	6											
川西市	160,733	9	1,226	9	0.00763	22	26	8	0.000162	21	60	10	526,772	7	3.3	12	96.5	27	13.1	20	0.74	13											
三田市	114,483	10	1,145	10	0.01000	13	22	12	0.000192	20	63	14	341,481	12	3.0	10	93.9	20	9.9	12	0.823	8											
芦屋市	96,499	11	979	12	0.01015	11	22	12	0.000228	17	79	22	399,881	10	4.1	18	98.3	28	13.0	18	0.904	1											
高砂市	92,916	12	1,051	11	0.01131	6	21	14	0.000226	18	67	16	353,161	11	3.8	16	87.8	11	8.4	8	0.897	2											
豊岡市	86,173	13	881	14	0.01022	9	26	8	0.000302	14	92	28	283,410	13	3.3	12	85.7	6	15.5	26	0.394	26											
三木市	80,065	14	539	20	0.00673	27	18	18	0.000225	19	60	10	220,305	15	2.8	9	89.8	15	6.3	2	0.89	15											
たつの市	79,637	15	681	15	0.00855	20	24	11	0.000301	15	57	4	282,418	14	3.5	14	86.6	8	15.1	24	0.583	18											
丹波市	67,958	16	648	19	0.00954	17	20	15	0.000294	16	71	18	214,287	16	3.2	11	81.2	1	9.9	12	0.488	23											
赤穂市	50,115	17	928	13	0.01852	1	18	18	0.000359	11	78	21	203,117	18	4.1	18	87.5	10	10.2	15	0.715	14											
南あわじ市	50,061	18	509	21	0.01017	10	18	18	0.000360	10	80	23	211,175	17	4.2	21	84	4	14.3	22	0.43	24											
小野市	49,903	19	339	26	0.00679	26	16	25	0.000321	13	57	4	190,156	22	3.8	16	86.7	9	9.1	10	0.677	16											
洲本市	46,732	20	458	23	0.00980	15	18	18	0.000385	8	81	25	201,282	19	4.3	22	92.2	18	13.3	21	0.46	21											
淡路市	46,653	21	466	22	0.00999	14	18	18	0.000386	7	80	23	189,448	23	4.1	18	89.8	15	20.7	28	0.343	28											
加西市	46,141	22	655	18	0.01420	4	15	29	0.000325	12	55	2	172,171	28	3.7	15	88.5	13	12.1	16	0.603	17											
篠山市	43,611	23	449	24	0.01030	8	18	18	0.000413	6	76	20	191,965	21	4.4	23	94.7	22	21.6	29	0.43	24											
西脇市	42,881	24	679	16	0.01583	3	16	25	0.000373	9	52	1	198,492	20	4.6	26	89.5	14	9.6	11	0.49	20											
宍粟市	41,122	25	657	17	0.01598	2	20	15	0.000486	4	82	26	182,113	25	4.4	23	90.7	17	15.6	27	0.363	27											
加東市	39,761	26	448	25	0.01127	7	18	18	0.000453	5	57	4	179,232	26	4.5	25	82.9	3	8.9	9	0.76	10											
朝来市	32,517	27	330	27	0.01015	11	20	15	0.000615	2	89	27	174,740	27	5.4	27	86.3	7	15.3	25	0.44	22											
相生市	30,537	28	266	29	0.00871	19	16	25	0.000524	3	63	14	183,474	24	6.0	28	86.3	28	12.1	16	0.561	19											
養父市	25,811	29	300	28	0.01162	5	16	25	0.000620	1	94	29	154,858	29	6.0	28	85.4	5	14.6	23	0.252	29											

【用語説明】

○経常収支比率

地方税、地方交付税などの経常一般財源収入に対して、人件費・扶助費・公債費などの経常的経費がどの程度の割合で充当されているかを示す、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標をいいます。

この数値が低いほど経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいことになり、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることになります。

○実質公債費比率

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が18%を超えると、市債の発行に際し兵庫県の許可が必要となります。また、25%を超えると、地方財政健全化法に基づき、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むこととなります。

○財政力指数

地方交付税法の規定により算出した、基準財政収入額に対する基準財政需要額の過去3ヶ年の平均値です。1を超えると交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。1以下であっても、1に近いほどいわゆる留保財源が大きく、財源に余裕があることとなります。

② 他自治体との比較

本市の財政状況と、他自治体の財政状況を比較すると、市の借金である市債に関しては、経常的な収入に占める公債費（借金の返済のための経費）相当額の割合を示す実質公債費比率が県下29市中1位であるなど、比較的良好的な状況にあります。

一方、市民1人あたりの市税収入が県下29市中17位であり、市民1人あたりの基金残高が県下29市中28位であるなど、財政力は比較的弱い状況といえます。

以上のことから他自治体と比較すると本市の財政は、収入面で豊かではなく貯金も少ないが、借金は少ない状況にあるといえます。

○表3 他自治体との財政状況の比較（平成24年度決算）

※金額で示している項目については市民1人あたりの金額の比較

No.	指標名	明石市	県下29市の比較		特例市40市の比較	
			29市 平均値	明石市の順位 (良好な順)	40市 平均値	明石市の順位 (良好な順)
1	市税収入	133千円	157千円	17位	146千円	30位
2	うち個人市民税	51千円	55千円	8位	54千円	25位
3	うち固定資産税	54千円	67千円	27位	61千円	34位
4	義務的経費	184千円	216千円	13位	170千円	28位
5	うち扶助費	84千円	90千円	27位	77千円	29位
6	うち公債費	39千円	57千円	6位	35千円	28位
7	うち人件費	60千円	69千円	7位	58千円	22位
8	財政力指数	0.74	0.64	12位	0.81	28位
9	経常収支比率	93.6%	90.7%	20位	90.5%	30位
10	基金(貯金)現在高 (財政基金+減債基金)	22千円	38千円	28位	23千円	20位
11	地方債(借金)現在高	343千円	518千円	9位	314千円	25位
12	実質公債費比率	7.2%	12.6%	1位	8.3%	15位
13	将来負担比率	58.5%	94.4%	10位	60.1%	22位

○表4 今後の収支見込み
（普通会計 予算・一般財源ベース）

【試算の条件】 1 景気の変動や制度改正等がないことを前提とする。
2 現行の行政サービス水準を維持する。
3 人件費の削減効果分を反映させる。
4 上記を除き新たな収支改善の対策は行わない。（単位：億円）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
歳入合計(1)	611	596	600	601	602	606	610	611	613	615	
市税	402	398	401	402	398	401	402	398	400	402	H27以降：評価替え見込等を反映
地方交付税	148	133	134	134	139	140	143	148	148	148	
うち 地方交付税	99	98	99	99	104	105	108	113	113	113	H27以降：一部特殊要因を除き、地方交付税は一定としている （特殊要因：①公債費の交付税措置分 ②扶助費など法定経費の増加分 ③市税の評価替え見込などを反映） 臨時財政対策債はH27以降の見込みが不透明なため、仮に地方消費税交付金の増額分14億円を減額している
うち 臨時財政対策債	49	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
その他	61	65	65	65	65	65	65	65	65	65	消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増 H26 4億円、H27以降18億円
歳出合計(2)	616	607	613	610	620	624	622	620	623	625	
人件費	179	175	172	168	169	164	165	159	160	159	H26以降の共済費は29億円で一定と仮定
うち 退職手当	17	15	15	13	16	13	16	12	15	15	
扶助費	86	88	90	93	95	98	101	104	107	110	H26をベースに過去5年間の平均増加率から年3%増で試算
臨時財政対策債分	23	25	27	30	33	35	38	40	41	42	H27以降の新規発行分は35億円で試算
公債費											明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち市債93億円の償還費 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち市債32億円の償還費 土地開発公社清算(H25)：第三セクター等改革推進債89億円の償還費(H26～H35 各年度9億円) その他事業：各年度の投資的経費にかかる新規発行分45億円の償還費
その他	88	79	81	80	82	83	79	77	75	73	
投資的経費	20	21	21	16	16	16	16	16	16	16	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち一般財源11億円 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち一般財源2億円 その他事業：各年度16億円
繰出金	116	119	120	119	121	123	123	124	124	124	特別会計・企業会計・市民病院への繰出金 介護保険・後期高齢者医療事業の増あり
財政基金への積み立て	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	前年度決算剰余金の1/2を積立
その他	119	120	122	124	124	125	120	120	120	121	明石駅前南地区再開発ビルにかかる維持管理経費：H29以降各年度2億円 中学校給食実施経費：H27 2億円、H28以降各年度5億円 庁舎建設基金積立金：H26～H31各年度4億円
予算執行残見込額	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	
収支差引額(A) 【(1)-(2)】	-5	-11	-13	-9	-18	-18	-12	-9	-10	-10	
基金取崩見込額(B)	5	11	13	9	18	18	12	9	10	10	
収支見込額(A)+(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金残高見込額	74	63	50	41	23	5	-7	-16	-26	-36	

10年間の累積収支不足額（収支差引額(A)の合計）115億円

(6) 取組効果額の見込み

取組みによる累積効果額は、下表のとおりと見込んでいます。

(1)～(4)の取組みにより、「表4 今後の収支見込み」に示す計画期間中の10年間の累積収支不足見込み額115億円を解消し、(5)の取組みにより、さらなる収支改善を目指します。

○表5 取組効果額の見込み（普通会計・一般財源ベース）

取組み項目		累積効果見込み額(※)
(1) 市役所内部の取組み	①事務経費の削減	13億円
	②人件費の削減	130億円
	③歳入の確保	15億円
(2) 事務事業の見直し		13億円
(3) 公有財産の有効活用	①未活用地の積極的活用	11億円
	②施設配置の適正化	55億円
(4) 受益者負担の適正化		12億円
合計		249億円
うち「表4 今後の収支見込み」に反映していない効果額(A) ((1)②人件費の削減を除く効果額)		119億円
計画期間中の累積収支不足見込み額(B)		115億円
取組み後の収支差引額(A-B)		4億円

※累積効果見込み額は、事業の廃止や職員数の削減など見直しの効果が後年度まで及び取組みについては計画期間中の効果額を累計して積算しています。

※「(5) 人口の維持、増加を目指す取組み」による効果額は、積算が困難であるため、この表には含めていません。

特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について

① 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料の性格は、一般職の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

【特別職の給与について】

② 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料は、一般的には下記の原則を総合的に勘案して決定するのが妥当である。

職務責任原則：職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

均衡原則：当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失しないものであること

状況原則：物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること

【議員の報酬について】

③ 『地方公務員関係法令実務事典』

議員報酬とは、地方公共団体が、非常勤の特別職である議員に支払う労働の対価であると言える。

④ 『昭和 37 年 11 月 21 日付自治省行政局長 議員報酬の適正額に関する内簡』

都道府県の議会の議員(議長及び副議長を除く。)の報酬月額については、当該都道府県における部長(都にあつては局長)に適用される等級の号給のうち、その中間程度を基準として定めることを適当と考える。

【特別職の退職手当】

⑤ 『昭和 55 年 7 月号 地方自治 自治省給与課』

特別職の職員のうち首長に対する退職手当は、一般職の職員のそれのように長期間の勤続そのものに対する報償というよりは、過去の任期間の功労に対する報償という性格が極めて強いものと考えられる。それも在任期間が長くなればなるほど功績度は累進的に高まっていくものではなく、あくまでも各任期毎の功績は同じウエイトのものと考えるべきであろう。

退職手当制度等について、「住民の十分な理解と支持が得られる」かどうかは、結局のところ支給率等退職手当の水準をどう定めるかにかかっているが、特別職の職員の退職手当の水準をどうすべきかについては、地方公務員法の適用のある一般職の職員と異なり、法律上の定めはない。しかし、給与水準は所詮他との比較の上に成り立つ相対的なものである以上、特別職の職員の退職手当と言えども絶対的基準を導き出すことは困難であり、「〇〇と比べて適正だ」と言う他はない。この場合、「〇〇」に入れる内容としては、他の地方公共団体の特別職職員のほか、民間企業の役員、国の公庫・公団の役員、最高裁判所裁判官などの類似的な職種が考えられる。